

# 男女共同参画活動をすすめる 市民団体を応援します

男女共同参画社会づくり活動団体補助金の申請受付中

市では、性別に関わらずみんなが個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりの一つとして、男女共同参画に関する活動に取り組み団体に補助金を交付する制度を設けています。

## 補助対象となる団体

市民などにより自主的に組織され、自主的な事業実施や適正な経理処理ができ、かつ次の要件を満たしている団体が対象です。

- ①男女共同参画に関する活動を主な目的としていること。
- ②市内に活動の拠点をもち、年間を通じて主に市内で活動していること。
- ③主に市内に在住、在勤または在学する18歳以上の方（5人以上）で構成していること。

※ただし、市が交付する他の補助金を受けている団体は対象になりません。

## 補助対象となる事業

男女共同参画社会の実現につながると認められる事業が対象になります。

### ▼事業例▲

- ◎講演会や学習会などの開催
- ◎寸劇や朗読劇などによる啓発
- ◎啓発チラシやパンフレット、ミニコミ誌などの作成、配布

## 事業の実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに行為れる事業が対象になります。

## 補助対象となる経費

事業に必要な経費のうち、講師謝金や旅費、事務用品、コピー代、会場使用料などが対象になります。

## 補助金の交付額

予算の範囲内で補助します。ただし、1団体につき年間2万円が上限額となり、千円未満は切り捨てます。

## 補助金交付の申請

所定の書類を6月15日(金)までに人権政策課へ提出してください。

## 問い合わせ

人権政策課 男女共同参画係  
 ☎ 65-0695 FAX 63-4582

# 6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、全国の人権擁護委員が自己研さんの日として、その使命を再認識するとともに、全国各地でこの日を中心として、その地域の実情に応じた啓発活動などを実施することにより、人権思想の普及高揚を図っています。

滋賀県人権擁護委員連合会は、この趣旨に沿って自主事業として、6月1日に『全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談』を開催されます。

市では、各地域で「人権・よろず相談」が開催されます。会場等の詳細は相談コーナーの欄をご覧ください。

問い合わせ 人権政策課 人権対策係  
 ☎ 65-0693 FAX 63-4582

# わたしの町の行政相談

春季行政相談強調週間▶5月21日~27日

市には、総務大臣から委嘱を受けた、行政相談委員が4名おられます。

毎日の暮らしの中で、国や道路公団などの特殊法人の業務に苦情や意見・要望をお持ちの方は、行政相談委員にご相談ください。

相談は、定例相談所で受け付けています。また、相談は無料で、秘密は厳守します。

相談の日程につきましては、毎月15日号の広報あいこうか相談コーナーでご確認ください。

## 行政相談委員(敬称略)

まつにし 松西	ひろし 博	たばた 田畑	けいのすけ 啓之助
こにし 小西	ふみゑ ふみゑ	みかづき 三ヶ月	よしのぶ 義信

滋賀行政評価事務所  
 (Tel0570-090110)  
 でも相談を受け付けています。

問い合わせ  
 生活環境課  
 ☎ 65-0685  
 FAX 63-4582